

# 令和6年5月定例会議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

議案第30号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第31号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第32号	器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第33号	久喜市指定文化財の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	10

議案第30号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和6年5月21日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

**議案第30号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。**

**【職種】**

**1 公民館事業運営委員**

議案第 3 1 号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について

久喜市教育委員会所管の委員等について、別紙のとおり委嘱又は任命することについて議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 1 日 提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

議案第31号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について」の  
別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 久喜市立幼稚園評議員
- 2 久喜市教育相談室教育相談員
- 3 久喜市社会教育委員
- 4 久喜市教育集会所運営委員会委員

議案第 3 2 号

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

器物破損事故による損害賠償の額を、別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 1 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

## 器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

久喜市伊坂地内で器物破損事故が発生しました。次のとおり、損害賠償額を確定したいので、議決を求めるものです。

1 事故発生日 令和5年12月10日（日）

2 事故場所 久喜市伊坂地内

3 事故の原因結果状況

令和5年12月10日午後0時50分頃、久喜市伊坂地内の栗橋B&G海洋センター駐車場において、職員が公用車を後退させたところ、車両の右後方部分が同地内に駐車していた乗用車の後方部と接触し破損、運転手及び同乗者が負傷した。

4 損害賠償額 1,486,991円



議案第 3・3 号

久喜市指定文化財の指定について

久喜市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定により、別紙の文化財を久喜市指定文化財に指定することについて議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 1 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

## 久喜市指定文化財案件の概要について

種別	有形文化財（彫刻）
名称	木彫額（地固め） 嶋村俊明作
員数	1点
所在地	久喜市栗橋北二丁目 15-1
所有者	八坂神社

嶋村俊明（しゅんめい）作の木彫地固め額は、外寸が縦 108.0 cm×横 182.0 cm×高さ 10.6 cmのケヤキ材で、額本体（縦 84.0 cm×横 158.0 cm）を四方枠（幅 24.0 cm）に嵌め込み、さらに裏面に歪み留め兼四方枠固定の用途として吸付棧（すいつきざん）を三ツ割縦方向に 2 本渡している。

制作者は、枠の表面左下部刻銘から、「東京彫工嶋村十代唐四郎俊明」であることがわかる。嶋村家は、初代俊元が浅草の金龍山（きんりゅうざん）浅草寺（せんそうじ）の彫刻に携わって以降、江戸彫物の中心的存在であった。俊明（安政 2（1855）年～明治 29（1896）年）は、嶋村家の十代目にあたり、若い時からその技量は広く知られていた。明治維新後は牙彫（げちょう）も行うようになり、木彫同様の味わいを創出する妙技によって、さらに名声を博すようになる。

作成年代は、額本体の表面下部刻銘から、「明治八（1875）年第六月」であることがわかる。また、年月銘の下部には 12 名の氏名が、同左側には世話人として 3 名の氏名が、それぞれ刻されている。このうち、文字部分は胡粉（ごふん）下地の上に青色で、縁（ふち）等は朱色で、それぞれ彩色（さいしき）も施されている。また、世話人として名前のある「石川菊次郎」と「鈴木彦兵衛」の両名は、明治 8 年（1875）当時、栗橋宿で土木工事の請負業者であったことが確認されている。

画題は、彫刻としては珍しい地固め（地域によっては真棒胴突きともいう。）の様子が主題となっている。構図は三部構成で、向かって左には大和松を、向かって右には親子が瓦葺の拝殿向拝部にお参りに来ている姿を、それぞれ巻雲（けんうん）とともに浮き彫りで表現している。中央には揃いの印半纏（しるしばんてん）を羽織る総勢 15 名の男衆がいて、扇子を口に当てて直立した音頭取りを除く 14 名が井桁（いげた）上に組んだ足場を中心に地固めを行って、その様子を顔の表情や姿勢等にいたるまで丸彫りの技法を用いて精緻に彫られている。さらに、額の背景全面に施した金箔散らしがよく残されている一方、男衆の口の中は朱色で、男衆が羽織る印半纏の前面の襟部に陰刻された「まつり」の文字は朱色で、印半纏の背紋（せもん）には同じ職人集団を示す意匠化した文様が陽刻に朱色で、同背面腰柄（こしがら）には角字（かくじ）を陽刻して胡粉下地に青色で、それぞれ彩色も施されている。1 枚の板を彫り込む際、額の左右を浮き彫りにして、中央を丸彫りの技法を用いて彫り込んでいるのは、地固めの様子が手前に飛び出して見える立体的な効果を狙っての

ことと思われ、細部にいたるまで技法の豊富さと技量の高さが感じられる彫刻作品となっている。

名工と称される嶋村俊明制作の彫刻は木彫・牙彫あわせてもわずか6点しか国内では確認がなく、うち3点は東京国立博物館（牙彫）、東京藝術大学大学美術館（木彫）、札幌芸術の森美術館（木彫）がそれぞれ所蔵している。また、現存する木彫の額は、本作品を除くと、四方枠の部分のみに彫刻が施された2点に過ぎない。俊明の木彫作品の中でも、額本体の彫刻は極めて珍しく、また作成年代や俊明の署名も確認できるうえ、俊明の技法や技量を細部にわたって確認することができる本作品は、今後、俊明の作品を考えていくうえでも重要な木彫作品になると考えられる。





(参考写真)













